

南越前町鉢伏山一帯施設  
リスク区分及び経費区分

令和6年8月

南越前町

## 第1章 リスク区分

以下に、町と指定管理者のリスク分担区分を示す。

リスク分担表

種 類		内 容	リスク分担	
			指定 管理者	町
書類関連	申請	仕様書等、町が責任を持つ書類に関するもの		○
		申請書等、指定管理者が提案した書類に関するもの	○	
施設の許可	施設使用許可	施設の使用許可及びその取消し	○	
		施設の目的外使用許可及びその取消し		○
施設の利用	施設利用規定	収益的施設の利用規定に関するもの	○	
		上記以外		○
制度関連	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の新設・変更によるもの		○
	税制の変更	管理業務に影響を及ぼす税制変更によるもの		○
		上記以外の一般的な税制変更によるもの	○	
維持管理	施設・設備の 損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1件10万円未満の軽微なもの</li> <li>・ 指定管理者の責に帰すべき理由によるもの</li> <li>・ 管理上明らかな瑕疵により、収益的施設のインフラ設備（上下水・ガス・電気・消防設備）を損傷した場合</li> <li>・ 指定管理者の警備不備によるもの</li> </ul>	○	
		・ 施設の構造上の瑕疵による損傷		○
		第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの	○	

	備品の損傷	町貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの		○
		町貸与備品に係る管理の瑕疵から生じたもの	○	
		指定管理者が取得した備品（所有者は指定管理者）	○	
不 可 抗 力 （暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動）による施設・設備の損傷	不 可 抗 力 （暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動）による施設・設備の損傷	指定管理者の責に帰すべき理由によるもの	○	
		上記以外		○
	政治・行政上の理由による事業変更	政治・行政上の理由から、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合		○
	責務不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行	○	
	管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵から生ずるもの		○
		施設の管理運営の瑕疵から生ずるもの	○	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休業	○	
		町所有の施設、機器の不備や施設改修による臨時休業等		○
		指定管理者の所有の施設、機器の不備や施設改修による臨時休業等	○	
		サービス提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの	○	
		指定管理者の提案による事業運営によるもの	○	
	支払遅延	指定管理者の責に帰す事の出来ない理由での、町からの経費の支払い遅延によるもの		○
指定管理者の責に帰すべき理由によるもの		○		

金利変動		金利の変動によるもの	○	
物価変動		人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増加	○	
		社会情勢の変動に伴い想定し得ない大幅な物価変動に伴う経費の増加	協議による	
資金調達		運営上必要な初期投資、資金の確保	○	
業務内容の変更		町の事情によるもの		○
		指定管理者の事情によるもの	○	
社会的 リスク	第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべき理由によるもの	○	
		上記以外のもの		○
	周辺地域利用者への対応	地域との協調	○	
		施設の設置に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
		施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの	○	
		管理業務に関し施設利用者への対応に関するもの	○	
	保険への加入	施設の設置に関するもの（火災共済保険）		○
		施設の管理運営に関するもの（施設賠償責任保険）	○	○
		管理運營業務に関するもの（車両保険、利用者に係る保険、盗難保険等）	○	
	セキュリティ		指定管理者の責に帰すべき理由によるもの	○
上記以外のもの				○

個人情報情報の漏えい	町の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不正行為等によるもの	○	
収益の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少	○	
指定期間終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定を取り消した場合の撤収に関するもの	○	
その他	町の責めに帰すべき理由は町が、指定管理者の責めに帰すべき理由は指定管理者がそれぞれリスク分担をする		
包括的管理責任	包括的な管理責任は町が有する		

※ 上記の内容の他、定めのない項目については協定に関する事項の協議により検討を行なう。

## 第2章 経費区分（施設及び物品購入経費に関わる区分）

以下に、町と指定管理者の施設及び物品購入経費に関わる負担区分を示す。

種類・内容	負担区分	
	指定 管理者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャンプ場</li> <li>・ トイレサニタリー棟</li> <li>・ バンガロー棟</li> </ul>		
施設の建築・設備・外構工事		○
施設・設備の修繕 ・ 1件10万円以上のもの		○
施設・設備の修繕 ・ 1件10万円未満の軽微なもの ・ 指定管理者の責に帰すべき理由によるもの ・ 管理上明らかな瑕疵により、収益的施設のインフラ設備（上下水・ガス・電気・消防設備）を損傷した場合 ・ 指定管理者の警備不備によるもの	○	
消耗品、備品購入経費 ・ 営業前のもの		○
消耗品、備品購入経費 ・ 営業後のもの	○	
光熱水費	○	
施設管理的経費	○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今庄365温泉やすらぎ</li> <li>・ トレッキングルート</li> </ul>		
施設の建築・設備・外構工事		○
施設・設備の修繕、備品 ・ 1件10万円以上のもの		○

施設・設備の修繕、備品 ・ 1件10万円未満の軽微なもの ・ 指定管理者の責に帰すべき理由によるもの ・ 管理上明らかな瑕疵により、収益的施設のインフラ設備（上下水・ガス・電気・消防設備）を損傷した場合 指定管理者の警備不備によるもの	○	
維持管理的経費		○
上記施設以外の共用施設		
光熱水費 →面積按分計算等によりそれぞれが負担	△	△